

◇ 基本的な手続きの流れ

市が基本的な施策（各種計画や条例）等の案を作成

パブリック・コメント手続の実施

施策等の案及び関連資料の公表（最終意志決定前）

- 公表するもの  
施策等の案、関連資料（趣旨、目的、背景等、公表案を理解するために必要な資料）
- 公表場所  
実施機関が指定する場所

募集期間  
30日程度

施策等の案に対する市民からの意見提出

- 意見提出方法
  - ① 実施機関が指定する場所への持参
  - ② 電子メール、ファクシミリ、郵送等

提出された意見を考慮して施策等を決定

反映できる意見について、修正案と理由の整理

提出された意見について、市の考え方を整理

パブリック・コメント手続結果の公表

- 公表するもの  
施策等の最終案、意見に対する市の考え方（一覧表）
- 公表場所  
実施機関が指定する場所への掲載

施策等の決定（施行・実施）

※ 議会議決が必要なものについては議会議決後